

令和6年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	宮内 (宮内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月9日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の市街化調整区域の農地は29haあり、勾配なく平野が広がり耕作条件は比較的良い。個人農家では水稲を主に作付けしているなか、複数の担い手が地域内農地を中間管理機構を通じて借受け、レンコン、ネギ、トマト(施設)を栽培、出荷している。
 主な作物:水稲、レンコン、ネギ、トマト(施設)

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農地は、人口密度の高い地域と隣接しており出荷条件も整っている。個人農家による水稲作付を維持しつつ、担い手による野菜を中心とした近郊型農業を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業用の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地においては、概ね担い手へ集積・集約は進んでいる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内における80%以上の農地が中間管理機構を通じた貸借を行っている。個人農家に規模縮小や離農の意向がある場合は同意が得られる範囲で、担い手の経営意向を踏まえつつ農地中間管理機構へ貸付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状において、農地は有効に利用できているが、今後、スマート農業の導入を踏まえた基盤整備事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状において複数の担い手が地域の農地で耕作しているが、担い手の撤退時における対応を検証しておく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				